

徳島県飲食関連事業者一時支援金（第2期） 誓約書

私は、徳島県飲食関連事業者一時支援金（第2期）を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。
この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して徳島県が行う一切の措置
に対して異議の申立てを行いません。

- (1) 申請した内容と事実とに相違ありません。
- (2) 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」に定める事業者の役割を遵守しており、今後も条例を遵守しながら事業を継続します。
- (3) 業種に係る必要な許認可等を全て有しており、証明書類を添付しています。
- (4) 申請内容に虚偽が判明した場合は、一時支援金の返還及び加算金の支払いに応じます。
- (5) 徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。
- (6) 本一時支援金は、受付期間中に1回のみ申請ができること、一時支援金給付額の算出は申請時に提出する売上高が確認できる書類に基づいて算出されることを理解しており、重複して申請していません。
- (7) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- (8) 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げるものがその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業
 - (イ) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (ウ) 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
 - (エ) その他前各号に準ずる者
- (9) 当社（個人である場合は私）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (10) この誓約書の内容について、徳島県が徳島県警察本部に照会することを承諾します。
- (11) 要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、一時支援金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意するとともに、一時支援金を県に返還します。また、県の指示する日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（一時支援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。

西暦 2021年 月 日

徳島県知事 殿

所在地

※法人は本社所在地、個人事業者は自宅住所を記載

法人名（法人のみ）

代表者 役職・氏名